

「特定保険医療材料」解説

特材算定ハンドブック

レセ電コード付

令和2年4月版

監修 川村 雅文
医療材料実務研究会

序 文

手術等に使用される医療用材料は、従来特定治療材料とされてきましたが、平成6年4月における診療報酬改定で特定保険医療材料となりました。官報に告示される形式は分野名によるものであり、内容はわかりづらいものです。材料を直接見る機会の少ない事務職にとって、特定保険医療材料は保険医療の中でも難解な部類に入ると考えられます。少しでも理解しやすくかつ保険請求が適正に行われることを念願して本書を企画しました。執筆に当たっては、各分野における優秀な臨床医による医療材料実務研究会を組織し、制作いたしました。

本書の特徴は次のとおりです。

- (1) 医療保険の視点で特定保険医療材料をまとめている
- (2) 医療のICT化に質し、レセプト電算処理マスターで使用する各マスターに準拠している
- (3) 分野（もしくは機能区分）ごとに、保険請求の留意事項（本書では保険メモ）、主な適応、関連手技を確認できる

また、令和2年4月版より次の内容を加えました。

- 前版（平成30年4月版）から追加・廃止等のあった分野（もしくは機能区分）
…巻頭にまとめて掲載
- 関連学会の指針等
…近年追加されている機能区分については、指針等の遵守が求められているものが多数あるため、紙面の都合上許す範囲で該当分野に（参考）として掲載

特定保険医療材料は、診療行為の中で使用されるものです。診療行為が主であり特定保険医療材料は従となります。本書は特定保険医療材料を主軸にした図書のため、診療行為を関連手技等と表記して、あたかも従のような構成にしましたが、診療行為が主であることはいうまでもありません。まず関連手技等の項に注目していただき、つぎに主な適応疾患、保険メモ等の項を確認していただければと思います。

現場の方々の視点で制作したつもりですが、ご意見があればぜひ出版元に連絡をお願いいたします。次版以降の改善につなげさせていただきます。また、特定保険医療材料の個々の製品については、同じ出版元が販売している「特材品目・算定データベース」を参照ください。

本書が特定保険医療材料の理解、ひいては特定保険医療材料の適正な使用の一助になれば、これに勝る喜びはありません。

令和2年4月

医療材料実務研究会 著者一同

令和2年4月診療報酬改正に伴う機能区分の見直しについて

1 細分化及び合理化について

①040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） (1)ダイアライザー 【合理化】

旧機能区分	新機能区分
040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） (1)ダイアライザー ① I a型（膜面積1.5㎡未満） ② I a型（膜面積1.5㎡以上） ③ I b型（膜面積1.5㎡未満） ④ I b型（膜面積1.5㎡以上） ⑤ II a型（膜面積1.5㎡未満） ⑥ II a型（膜面積1.5㎡以上） ⑦ II b型（膜面積1.5㎡未満） ⑧ II b型（膜面積1.5㎡以上） ⑨ S型（膜面積1.5㎡未満） ⑩ S型（膜面積1.5㎡以上）	040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） (1)ダイアライザー ① I a型 ② I b型 ③ II a型 ④ II b型 ⑤ S型

膜面積1.5㎡未満と膜面積1.5㎡以上の償還価格差が縮小傾向にあり、一部、膜面積1.5㎡未満が膜面積1.5㎡以上よりも高い償還価格となっており、不均衡を生じているため、合理化する。

※在006 在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む。） (1)ダイアライザーについても同様。

②052 腹膜透析用カテーテル 【細分化】

旧機能区分	新機能区分
052 腹膜透析用カテーテル (1)長期留置型	052 腹膜透析用カテーテル (1)長期留置型 ①補強部あり ②補強部なし

腹膜透析患者のカテーテル機能不全のなかでも、カテーテル位置異常のトラブルが問題となっていることから、国内において肉厚補強の構造を有する腹膜透析用カテーテルが開発され、現在大きなシェアを占めている。肉厚補強構造を有する腹膜透析カテーテルは、当該構造を有しない腹膜透析カテーテルとは構造及び臨床上的有用性が異なるため、別の機能区分として細分化する。

③126 体外循環用カニューレ 【細分化】

旧機能区分	新機能区分
126 体外循環用カニューレ (1)成人用 ④経皮的挿入用カニューレ イ 先端強化型 (2)小児用 ④経皮的挿入用カニューレ イ 先端強化型	126 体外循環用カニューレ (1)成人用 ④経皮的挿入用カニューレ イ 先端強化型 i シングルルーメン ii ダブルルーメン (2)小児用 ④経皮的挿入用カニューレ イ 先端強化型 i シングルルーメン ii ダブルルーメン

先端強化型の経皮的挿入カニューレのうち、ダブルルーメンのカニューレは内頸静脈からの送脱血の目的に使用されるデバイスであり、大腿動静脈からの送脱血を目的にそれぞれ1本ずつ使用されるシングルルーメンのカニューレとは機能および使用方法が異なるため、別の機能区分として細分化する。

2 名称の変更について

①037 交換用胃瘻カテーテル (2)小腸留置型 ②バルーン型

②094 気管・気管支ステント

旧機能区分	新機能区分
037 交換用胃瘻カテーテル (2)小腸留置型 ①バンパー型 ②バルーン型	037 交換用胃瘻カテーテル (2)小腸留置型 ①バンパー型 ②一般型
094 気管・気管支ステント	094 気管・気管支・大静脈ステント

実態に合わせて、名称をわかりやすく変更する。

3 機能区分の簡素化について

下記の機能区分については簡素化のため、令和2年3月31日をもって廃止となる。

- 020 プラスチックカニューレ型静脈内留置針
 - (1)標準型
 - (2)針刺し事故防止機構付加型
- 022 抗悪性腫瘍剤注入用冠動脈塞栓材
- 060 固定用内服子スクリュー
 - (3)一般スクリュー（アルミナセラミック）
 - (6)その他のスクリュー ②特殊型
 - ウ 義眼等人工物固定用
- 067 人工手関節・足関節用材料
 - (1)人工手関節用材料 ③一体型
- 068 人工指関節用材料
 - (1)人工手指関節用材料 ②その他の人工指関節用材料 エ 人工手根骨用
- 074 固定釘
 - (3)高位脛骨骨切り用
- 078 人工骨
 - (1)汎用型 ①非吸収型 ウ 骨形成促進型
- 080 合成吸収性骨片接合材料
 - (6)ボタン
- 112 ペースメーカー
 - (6)トリプルチャンバ（Ⅰ型） ①標準型
 - (8)トリプルチャンバ（Ⅲ型） ①標準型
- 133 血管内手術用カテーテル
 - (10)塞栓用バルーン
 - ①バルーン
 - ②バルーンデリバリー用カテーテル
- 158 皮下グルコース測定用電極
 - (1)一般用

4 訪問看護における特定保険医療材料の見直し

訪問看護において用いる可能性のある医療材料を、特定保険医療材料として在宅（別表Ⅰ）に追加する。

- 在011 膀胱瘻用カテーテル
- 在012 交換用胃瘻カテーテル
 - (1)胃留置型
 - ①バンパー型
 - ア ガイドワイヤーあり
 - イ ガイドワイヤーなし
 - ②バルーン型
 - (2)小腸留置型
 - ①バンパー型
 - ②一般型
- 在013 局所陰圧閉鎖処置用材料
- 在014 陰圧創傷治療用カートリッジ

参考：平成30年4月改正以降の新規保険収載品に伴う機能区分の追加

平成30年4月の材料価格基準改正以降に、新規製品の保険収載により追加となった機能区分は下記の通り。

分野番号	機能区分名	保険適用日
037	交換用胃瘻カテーテル (2)小腸留置型 ①バンパー型	2019/12/01
064	脊椎固定用材料 (10)骨充填用スペーサー	2019/09/01
112	ペースメーカー (5)デュアルチャンバ（Ⅴ型） (8)トリプルチャンバ（Ⅲ型） ②4極用・自動調整機能付き	2019/12/01 2019/12/01
114	体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (3)再製造 ①房室弁輪部型	2020/04/01
120	生体弁 (4)異種心膜弁(Ⅱ)システム	2018/12/01
133	血管内手術用カテーテル (8)血管内異物除去用カテーテル ⑤大血管用ローテーションシース (9)血栓除去用カテーテル ④脳血栓除去用 エ 直接吸引型 (22)エキシマレーザー血管形成用カテーテル	2018/09/01 2018/09/01 2020/04/01
153	経皮的動脈管閉鎖セット (2)動脈管内留置型	2020/04/01
199	甲状軟骨固定用器具	2018/06/01
200	放射線治療用合成吸収性材料 (1)ハイドロゲル型 (2)シート型	2018/06/01 2019/12/01
201	膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム	2018/09/01
202	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット	2019/03/01
203	横隔神経電気刺激装置 (1)電極植込キット (2)体外式パルス発生器	2019/09/01
204	経皮的左心耳閉鎖システム	2019/09/01
205	経皮的卵円孔開閉閉鎖セット	2019/12/01
206	人工顎関節用材料	2020/04/01

凡 例

本書は、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和2年3月5日厚生労働省告示第61号）のうち、別表Ⅰ（在宅医療）と別表Ⅱ（検査、画像診断、投薬、注射、処置、手術、麻酔、放射線治療）の特定保険医療材料に、通知で示される定義、保険上の留意事項等と主な適応疾患、関連手技等を加えて、材料価格基準告示の分野番号順に配した図書である。

1. 本書は分野ごとに、以下の事項を別表Ⅱ、別表Ⅰの順に掲載している。

分野番号・特定保険医療材料名（分野名）

材料価格基準告示の分野番号と特定保険医療材料名を掲載した。機能区分が多岐にわたるものについては細分化した。なお、欠番の分野番号は省略した。

一般名・目的

「特定保険医療材料の定義について」（令和2年3月5日保医発0305第12号）で示される一般的名称と定義を掲載した。原則一般的名称が3名称を超えた場合は、付録参照とした。

機能区分

分類されている区分数を掲載し、個々の機能区分の事項を掲載した。なお、欠番の機能区分番号は省略した。

個々の機能区分には次の事項を掲載した。

- 1) 機能区分名
- 2) 指定承認番号が設定されており、経過措置が定められているものには **指定** を付し、欄外にその材料価格を掲載
- 3) 改正により旧材料価格基準の機能区分から新材料価格基準の機能区分に変更されたものうち、経過措置が定められているものには **旧区分** を付し、欄外にその材料価格を掲載
- 4) 診療報酬明細書に記載できる略称を **略称** を付して掲載
- 5) レセプト電算処理システム特定器材マスターのコードを **レセ** を付して掲載
- 6) 材料価格
- 7) 個々の機能区分に対する定義

保険メモ

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第9号）で示される、分野ごとの留意事項を掲載した。原則原文のままの掲載としたが、一部文意を損ねない範囲で改変した。

主な適応

特定保険医療材料が使用される主な傷病名を例示した。傷病名はレセプト電算処理シ

ステム傷病名マスターの表記に準拠しているため、本書の他の箇所とで一部漢字の不一致がある（例：頸部と頸部）。

本書に掲載した傷病名は例示であり、掲載している傷病名以外の傷病名が保険診療で認められないというものではない。

関連手技等

特定保険医療材料が使用される主な診療行為を例示した。

本書に掲載した診療行為は例示であり、掲載している診療行為以外に使用できないというものではない。

診療行為の名称は告示で示されている通り掲載した。部位等複数をもとめて告示されている場合はそのまま掲載した。

例 057 人工股関節用材料

K081 人工骨頭挿入術

1 肩, 股

※人工股関節用の材料なので、対象は「股」のみであるが、告示では「肩, 股」となっているため、そのまま掲載した。

掲載した診療行為の算定上の留意事項は「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）より抜粋した。紙面の都合上全てを掲載していないので、算定にあたっては上記通知を参照すること。

製品写真・イラスト

当該特定保険医療材料の写真等を参考として掲載した。写真等の下に、製品名：会社名：機能区分略称を記載した。掲載する製品の選択、掲載する分野については特に基準は設けていない。

解説

当該特定保険医療材料及び使用される疾患等の説明を簡潔に示した。

2. 目次には、分野番号、分野名及び機能区分名を掲載した。

3. 巻末に付録として、以下の内容を掲載した。

- ◇薬事法上の類別・一般的名称
- ◇分野名索引
- ◇略称索引
- ◇レセ電コード索引

4. 本書は診療報酬の算定について補助・支援するものであり、診療報酬請求・審査上の妥当性を保証するものではない。

目次

検査・画像診断・投薬・注射・ 処置・手術・麻酔・放射線治療 用特定保険医療材料

001	血管造影用シースイントロデューサー セット …………… 1	(2)バルーン型(I)	⑤酸素飽和度測定機能付き	②心嚢・縦隔穿刺用
	(1)一般用	(3)バルーン型(II)	⑥抗菌型	③肺全摘術後用
	(2)蛇行血管用	(4)心臓マルチパーパス型	(2)末梢留置型中心静脈カテーテル	④創部用
	(3)選択的導入用 (ガイディングカテー テルを兼ねるもの)	(5)サイジング機能付加型	①標準型	ア 軟質型
	(4)大動脈用ステントグラフト用	(1)オーバーザワイヤー	ア シングルルーメン	イ 硬質型
	(5)遠位端可動型	①選択的アプローチ型	イ マルチルーメン	⑤サンプルドレーン
002	ダイレーター …………… 3	ア ブレードあり	022 削除	029(2) 受動吸引型 …………… 38
003	動脈圧測定用カテーテル …………… 5	イ ブレードなし	023 涙液・涙道シリコンチューブ …………… 29	①フィルム・チューブドレーン
	(1)肺動脈圧及び肺動脈楔入圧測定用カ テーテル	②造影能強化型	024 脳・脊髄腔用カニューレ …………… 29	ア フィルム型
	(2)末梢動脈圧測定用カテーテル	③デタッチャブルコイル用	(1)排液用	イ チューブ型
004	冠状静脈洞内血液採取用カテーテル …………… 6	(2)フローダイレクト	①皮下・硬膜外用	②胆瘻用
005	サーモダイリレーション用カテーテル …………… 7	(3)遠位端可動型治療用	②頭蓋内用	ア 胆管チューブ
	(1)一般型	011 心臓造影用センサー付カテーテル …… 16	③脊髄クモ膜下腔用	イ 胆嚢管チューブ
	①標準型	012 血管造影用ガイドワイヤー …………… 17	(2)脳圧測定用	ウ 膵管チューブ
	ア 標準型	(1)交換用	025 套管針カテーテル …………… 31	030 イレウス用ロングチューブ …………… 39
	イ 輸液又はペーシングリード用 ルーメンあり	(2)微細血管用	(1)シングルルーメン	(1)標準型
	②混合静脈血酸素飽和度モニター機 能あり	013 経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイ ドワイヤー …………… 19	①標準型	①経鼻挿入型
	③ペーシング機能あり	(1)一般用	②細径穿刺針型	②経肛門挿入型
	(2)連続心拍出量測定機能あり	(2)複合・高度狭窄部位用	(2)ダブルルーメン	(2)スプリント機能付加型
	①混合静脈血酸素飽和度モニター機 能あり	014 冠動脈造影用センサー付ガイドワイ ヤー …………… 20	③特殊型	031 腎瘻又は膀胱瘻用材料 …………… 40
	②混合静脈血酸素飽和度モニター機 能なし	(1)フローセンサー型	026 栄養カテーテル …………… 32	(1)腎瘻用カテーテル
	(3)一側肺動脈閉塞試験機能あり	(2)コンビネーション型	(1)経鼻用	①ストレート型
006	体外式連続心拍出量測定用センサー …………… 9	015 弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー …………… 21	①一般用	②マレコ型
007	血管内超音波プローブ …………… 10	(1)ガイドワイヤー	②乳幼児用	③カテーテルステント型
	(1)標準	(2)僧帽弁誘導用スタイレット	ア 一般型	④腎盂バルーン型
	①太径	016 テクネシウム ^{99m} ガス吸入装置用患者吸 入セット …………… 22	イ 非DEHP型	(2)膀胱瘻用カテーテル
	②細径	017 3管分離止弁付バルーン直腸カテー テル …………… 22	③経腸栄養用	(3)ダイレーター
	(2)バルーン付	018 削除	④特殊型	①シースあり
	①太径	019 携帯型ディスプレイ注入ポンプ …………… 23	(2)腸瘻用	②シースなし
	②細径	(1)化学療法用	027 気管内チューブ …………… 34	(4)穿刺針
008	血管内視鏡カテーテル …………… 12	(2)標準型	(1)カフあり	032 経鼓膜換気チューブ …………… 42
009	血管造影用カテーテル …………… 12	(3)PCA型	①カフ上部吸引機能あり	(1)短期留置型
	(1)一般用	020 削除	②カフ上部吸引機能なし	(2)長期留置型
		021 中心静脈用カテーテル …………… 24	(2)カフなし	033 経皮的又は経内視鏡的胆管等ドレナージ 用材料 …………… 42
		(1)中心静脈カテーテル	028 胃管カテーテル …………… 35	(1)カテーテル
		①標準型	(1)シングルルーメン	(2)ダイレーター
		ア シングルルーメン	(2)ダブルルーメン	①シースあり
		イ マルチルーメン	①標準型	②シースなし
		②抗血栓性型	②特殊型	(3)穿刺針
		③極細型	(3)マグネット付き	(4)経鼻法用ワイヤー
		④カフ付き	029 吸引留置カテーテル …………… 36	(5)経鼻法用カテーテル
			029(1) 能動吸引型 …………… 36	034 胆道ステントセット …………… 44
			①胸腔用	(1)一般型
			ア 一般型	①永久留置型
			イ 抗血栓性	ア ステン i ロング ii ショート イ デリバリーシステム

検査・画像診断・投薬・注射・
処置・手術・麻酔・放射線治療用
特定保険医療材料

001 血管造影用シースイントロデューサーセット

■一般名・目的

◆血管造影法、心臓血管造影、心臓カテーテル法等を行う際に、カテーテル等の挿入部位の確保を目的に使用するカテーテルである。◆血管造影等を目的に使用されるダイレクター、カテーテルシース、ガイドワイヤーのうちいずれか又は全てを組み合わせたもの。◆一般的名称は付録参照。

■機能区分 5区分

- (1)一般用 2,210円
 (レセ) 738150000
 (ア) 血管造影等を行う際に使用するもの。(イ) [蛇行血管用], [選択的導入用], [大動脈用ステントグラフト用], [遠位端可動型] に該当しない。
- (2)蛇行血管用 2,850円
 (レセ) 738160000
 (ア) 大腿動脈・腸骨動脈の蛇行が著明な患者に対し使用する(薬液注入又は血栓吸引及び植込式心臓ペースメーカー用リード、植込型除細動器用カテーテル電極等を挿入するために使用するものを含む)もの。(イ) 次のいずれかに該当すること。(i) シース有効長が20cm以上のもの又はシース有効長が20cm未満であるが、プリシェイプされているもの。(ii) ビールアウェイ機能(分割又は裂断することによりカテーテル等を留置した状態でシースの抜去が可能である)を有するもの。(iii) カテーテル挿入口を2個以上有するもの。(iv) 多側孔付(10孔以上)のもの。(v) マーカーを有するもの。
- (3)選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの) 14,400円
 (レセ) 710010001
 (ア) 主として、心房・心室の検査において使用するもの。(イ) シース有効長が40cm以上のもの。(ウ) プリシェイプされているもの。
- (4)大動脈用ステントグラフト用 29,900円
 (レセ) 710010270
 (ア) 大動脈用ステントグラフトを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植込む際に使用するもの。(イ) クランプ可能なピンチバルブ部、挿入するデバイスの径に応じ付け替え可能なキャップ又はその他の処置中の過度な出血を抑える構造を有する。
- (5)遠位端可動型 121,000円
 (レセ) 710010274
 (ア) 心臓カテーテルを経皮的に心房・心室に挿入するために使用するもの。(イ) シース有効長が40cm以上のもの。(ウ) シースの遠位端が操作により180

度以上屈曲する構造である。

■保険メモ

- 血管造影用シースイントロデューサーセットの材料価格には、ダイレクター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの費用が含まれ別に算定できない。ただし、ダイレクターのみ使用する場合は、ダイレクターとして算定する。
- ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセットは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。
- 胸水・腹水シャントバルブの静脈側カテーテル、腹腔側カテーテル及び胸腔側カテーテルを挿入するシースイントロデューサーは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。
- 遠位端可動型は、経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用した場合に限り算定できる。

■主な適応

〈共通〉冠動脈疾患、先天性心疾患、心臓弁膜症、心筋疾患、肺高血圧症、肺性心、不整脈、胸部大動脈瘤、腸骨動脈瘤、腹部大動脈瘤(大動脈用ステントグラフト用) 洞不全症候群、徐脈性心房細動、第2度房室ブロック、第3度房室ブロック、完全房室ブロック、両心不全、重症心不全

■関連手技等

全ての機能区分

D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

- | | |
|-----------|--------|
| 1 右心カテーテル | 3,600点 |
| 2 左心カテーテル | 4,000点 |

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。

注2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査(プロクセンブロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、プロクセンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物負

荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点又は1,400点を加算する。

注3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、血管内超音波検査加算又は血管内光断層撮影加算として、400点を所定点数に加算する。

注4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算として、600点を所定点数に加算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。

注6 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。

注7 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

注8 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

注9 心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を所定点数に加算する。

E003 造影剤注入手技

- 3 動脈造影カテーテル法
イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合 3,600点
ロ イ以外の場合 1,180点
4 静脈造影カテーテル法 3,600点

K546 経皮的冠動脈形成術

- 1 急性心筋梗塞に対するもの 36,000点
2 不安定狭心症に対するもの 22,000点
3 その他のもの 19,300点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K547 経皮的冠動脈粥腫切除術 28,280点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K548 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）

- 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの 24,720点
2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの 24,720点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K549 経皮的冠動脈ステント留置術

- 1 急性心筋梗塞に対するもの 34,380点
2 不安定狭心症に対するもの 24,380点
3 その他のもの 21,680点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K550 冠動脈内血栓溶解療法 17,720点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K550-2 経皮的冠動脈血栓吸引術 19,640点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K561 ステントグラフト内挿術

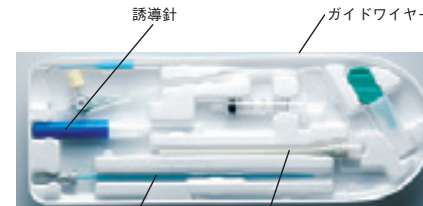
- 1 血管損傷の場合 43,830点
2 1以外の場合
イ 胸部大動脈 56,560点
ロ 腹部大動脈 49,440点
ハ 腸骨動脈 43,830点

K595 経皮的カテーテル心筋焼灼術

- 1 心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの 40,760点
2 その他のもの 34,370点
注1 三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。
注2 磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。
注3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。

大動脈用ステントグラフト用

K597 ペースメーカー移植術
3 リードレスペースメーカーの場合 9,520点



ダイレーター シース
(ラジフォカス イントロデューサーIIH：テルモ：一般用)

■解説

シースイントロデューサーセットは、通常、血管内留置針あるいは金属性の外套管を有する穿刺針等の誘導針、ガイドワイヤー、ダイレーター（血管を拡張するカテーテル）、シース（挿入目的とするカテーテルより少し太いカテーテル）の4点で構成される。

シースは、従来の経皮的カテーテル法では挿入できなかった先端孔のない（側孔のみの）カテーテルの挿入や、シースを介して目的の違うカテーテルを入れ替えて挿入することが可能になった。

「112」ペースメーカー／シングルチャンバ／リード一体型を植え込む際に使用するシースイントロデューサーは、本分野の(4)大動脈用ステントグラフト用に区分されているので留意が必要である。

【留意事項通知由来のレセ電及び材料価格】

ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセット 2,850円
レセ 739280000
胸・腹水シャントバルブカテーテル挿入用シースイントロデューサー 2,850円
レセ 710010025

002 ダイレーター

■一般名・目的

◆カテーテルを血管に挿入する際に、血管壁の刺入口を拡張することを目的として使用する材料である。◆一般的名称は付録参照。

■機能区分 1区分

ダイレーター 2,490円

レセ 705040000

■保険メモ

- ダイレーターは、カテーテルシース及びガイドワイヤーを用いず単独使用した場合のみ算定できる。
○ 血管造影用シースイントロデューサーセットの材料価格には、ダイレーター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの費用が含まれ別に算定できない。ただし、ダイレーターのみ使用する場合は、ダイレーターとして算定する。（参考：「001」血管造影用シースイントロデューサーセットの保険メモより）

■主な適応

冠動脈疾患、先天性心疾患、心臓弁膜症、心筋疾患、肺高血圧症、肺性心、不整脈、胸部大動脈瘤、腸骨動脈瘤、腹部大動脈瘤

■関連手技等

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

- 1 右心カテーテル 3,600点
2 左心カテーテル 4,000点
注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。
注2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査（プロクセンブロー）、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外（早期）刺激法による測定・誘発試験、冠縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、プロクセンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点又は1,400点を加算する。

016 テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット

■一般名・目的

◆一般的名称が肺換気機能検査用テクネガス発生装置である。◆肺局所換気機能検査の際にテクネガス（^{99m}Tcの気相）を吸引する吸入セット（超微粒子発生槽、呼吸フィルター及び連結チューブを含む）である。

■機能区分 1区分

テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット
5,970円

〔レセ〕 730090000

■保険メモ

- (1) テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セットは、テクネシウム^{99m}ガス吸入装置（承認番号04B輪第1045号）に使用される患者吸入セットを使用した場合に算定できる。
- (2) テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セットには超微粒子発生槽、呼吸フィルター及び連結チューブが含まれており、別に算定できない。

■主な適応

肺塞栓症、肺癌、肺気腫、慢性閉塞性肺疾患、びまん性汎細気管支炎、珪肺症、石綿肺等

■関連手技等

E100 シンチグラム（画像を伴うもの）

2 部分（動態）（一連につき） 1,800点

■解説

ラジオアイソトープを用いた肺局所機能検査には、^{99m}Tc-Maaによる肺血流シンチグラムと、キセノン（¹³³Xe）、クリプトン（^{81m}Kr）及びテクネシウムガス（^{99m}Tc）による換気シンチグラムがある。肺の血流や換気状態の簡便かつ侵襲の少ない検査である。

テクネガス吸入装置は、液体の^{99m}Tcを吸入用ガス化させる装置で、ディスポーザブル部分が「患者吸入セット」である。

017 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル

■一般名・目的

◆一般的名称が直腸用チューブ、バリウム用洗腸キット、バリウム注腸向け直腸用カテーテルである。◆下部消化管造影検査の際に、自動注腸機と連動させ、造影剤を下部消化管に注入することを目的に使用するディスポーザブルの直腸カテーテルである。◆造影剤注入管、空気注入管、排泄管が注入口まで独立している構造であって、各管又は各分岐管に逆流を防止する弁（逆止弁）を有する。◆挿入部にカテーテルを固定するため、内側バルーンと外側バルーンを有する。

■機能区分 1区分

3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル
1,120円

〔レセ〕 728040000

■保険メモ

- (1) 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテルは、区分番号「E003」の「6」の「イ」注腸を実施した場合に算定できる。
- (2) 一般的名称が「腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル」でカテーテルを固定するバルーンが内側のみのもは、3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテルとして算定できる。

■主な適応

大腸癌、大腸ポリープ

■関連手技等

E003 造影剤注入手技

6 腔内注入及び穿刺注入

イ 注腸 300点

【留意事項】(1) 造影剤注入手技料は、造影剤使用撮影を行うに当たって造影剤を注入した場合に算定する。ただし、同一日に静脈注射又は点滴注射を算定した場合は造影剤注入手技の「1」点滴注射の所定点数は重複して算定できない。(5)「6」の「イ」注腸を実施する際の前処置として行った高位洗腸の処置料は所定点数に含まれ、別途算定できない。



（Yチューブ：クリエートメディック）

■解説

本カテーテルは、①バリウム注入用管②バルーンをふくらませるための空気注入管③バリウムを排泄するためのドレーン管の3管構造となっており、それぞれの管に逆止弁がついている。

注腸検査の目的で作られた直腸カテーテルであり、自動排泄ができるために被検者の苦痛が少ないのが特徴である。また、自動注入装置による遠隔操作で行うため、術者の被曝を減らすことができる。

019 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

■一般名・目的

◆一般的名称が加圧式医薬品注入器である。◆疼痛管理又は化学療法を目的として使用される携帯型ディスポーザブル注入ポンプである。

■機能区分 3区分

(1)化学療法用 3,240円

〔レセ〕 710010651

(ア) 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプである。(イ) 抗癌性腫瘍剤等、揮発性の高い医薬品を使用するための気密性を保持し、簡単に溶液が取り出せないような構造上の工夫がなされている。(ウ) PCA装置との接続部分が存在しない。

(2)標準型 3,150円

〔レセ〕 738240000

(ア) 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプである。(イ) PCA機能を有さず、PCA装置との接続部分も存在しない。

(3)PCA型 4,330円

〔レセ〕 710010912

(ア) 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプである。(イ) PCA装置及び注入ポンプが含まれている。

■保険メモ

PCA型は、注射又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入の際に、PCA（Patient Controlled Analgesia）のために用いた場合に算定できる。なお、当該材料を算定する場合には、第6部注射の通則第4号に規定する精密持続点滴注射加算又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算は算定できない。

■主な適応

〈化学療法用〉化学療法
〈標準型・PCA型〉疼痛管理、難治性疼痛

■関連手技等

L003 硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき）（麻酔当日を除く。）

80点

L105 神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。）

80点



クアデックバルーンジェクター：大研医器



クアデックシリンジェクター：大研医器

■解説

痛みが起きたとき、患者自身が鎮痛剤を注入し、疼痛緩和することをPCA (Patient Controlled Analgesia) という。鎮痛剤を投与する際に、持続注入装置と追加注入装置を組み合わせで行われる。

標準型は持続注入装置のみのものであり、PCA型は持続注入装置と追加注入装置を併せたものである。化学療法用は化学療法剤等を封入して使用するため、気密性が高く、内部の薬液が取り出せない構造となっている。

021 中心静脈用カテーテル

■一般名・目的

◆中心静脈注射又は中心静脈圧の測定を目的に中心静脈内に留置して使用するカテーテルである。◆一般の名称は付録参照。

■機能区分 11区分

(1)中心静脈カテーテル

①標準型

ア シングルルーメン 1,790円

略称 中心静脈カテ・標準・I

レセ 710010004

(i) シングルルーメン（カテーテルの構造が1管であるもの。以下同じ）である。(ii) [抗血栓性型], [極細型], [カフ付き], [「末梢留置型中心静脈カテーテル」の全て]に該当しない。

イ マルチルーメン 7,210円

略称 中心静脈カテ・標準・II

レセ 733080000

(i) マルチルーメンである。(ii) [抗血栓性型], [極細型], [カフ付き], [酸素飽和度測定機能付き], [抗菌型], [「末梢留置型中心静脈カテーテル」の全て]に該当しない。

②抗血栓性型 2,290円

略称 中心静脈カテ・抗血栓

レセ 733100000

次のいずれかに該当すること。(i) カテーテル表面にウロキナーゼを固定化している。(ii) 抗血栓性を付与することを目的に、カテーテル表面にヘパリンがコーティングされている。

③極細型 7,490円

略称 中心静脈カテ・極細

レセ 733110000

カテーテルの外径が24G (0.65mm) 以下である。

④カフ付き 20,000円

略称 中心静脈カテ・カフ

レセ 733120000

長期に留置することを目的に皮下固定用のカフを有する。

⑤酸素飽和度測定機能付き 35,200円

略称 中心静脈カテ・オキシ

レセ 710010063

(i) 酸素飽和度測定用のファイバーを有する。(ii) マルチルーメン（ファイバー以外にカテーテルの構造が2管以上である）である。

⑥抗菌型 9,730円

略称 中心静脈カテ・抗菌

レセ 710011007

(i) カテーテル由来血流感染症のリスクを低減させることが薬事承認又は認証事項の使用目的として明記され、そのための加工がカテーテルの材質に施されている。(ii) マルチルーメンである。

(2)末梢留置型中心静脈カテーテル

①標準型

ア シングルルーメン 1,700円

略称 末梢留置中心静脈カテ・標準・I

レセ 710011028

(i) 末梢静脈から挿入する末梢留置型専用の中心静脈カテーテルである。(ii) シングルルーメンである。(iii) [末梢留置型中心静脈カテーテル/特殊型/シングルルーメン]に該当しない。

イ マルチルーメン 7,320円

略称 末梢留置中心静脈カテ・標準・II

レセ 710011029

(i) 末梢静脈から挿入する末梢留置型専用の中心静脈カテーテルである。(ii) マルチルーメンである。(iii) [末梢留置型中心静脈カテーテル/特殊型/マルチルーメン]に該当しない。

②特殊型

ア シングルルーメン 13,400円

略称 末梢留置中心静脈カテ・特殊・I

レセ 710011030

(i) 末梢静脈から挿入する末梢留置型専用の中心静脈カテーテルである。(ii) シングルルーメンである。(iii) 次のいずれかに該当すること。(a) カテーテル自体に薬液の注入及び血液の吸引が可能な逆流防止機能を有している。逆流防止機能とは以下のいずれにも該当する機構を有したものの。①カテーテル非使用時には内腔に血液が逆流しない。②吸引を行うことでバルブ等の機構を通して逆血確認が出来る。(b) 造影剤の高圧注入が可能であることが薬事承認事項に明記されている。(c) 専用のナビゲーションシステムと併用し、留置に際してナビゲーションを行う機能に対応している。

イ マルチルーメン 20,900円

略称 末梢留置中心静脈カテ・特殊・II

レセ 710011031

(i) 末梢静脈から挿入する末梢留置型専用の中心静脈カテーテルである。(ii) マルチルーメンである。(iii) 次のいずれかに該当すること。(a) カテーテル自体に薬液の注入及び血液の吸引が可能な逆流防止機能を有している。逆流防止機能とは以下のいずれにも該当する機構を有したものの。①カテーテル非使用時には内腔

に血液が逆流しない。②吸引を行うことでバルブ等の機構を通して逆血確認が出来る。(b) 造影剤の高圧注入が可能であることが薬事承認事項に明記されている。(c) 専用のナビゲーションシステムと併用し、留置に際してナビゲーションを行う機能に対応している。

■保険メモ

- (1) ガイドワイヤーは、別に算定できない。
- (2) 末梢留置型中心静脈カテーテル・特殊型のうち、専用のナビゲーションシステムと併用し、留置に際してナビゲーションを行う機能に対応しているものについては、留置に際して専用のナビゲーションシステムを併用した場合に限り算定できる。
- (3) 抗菌型は、区分番号「A234-2」感染防止対策加算「1」若しくは「2」の施設基準を満たす保険医療機関又は中心静脈ライン関連血流感染（以下「CLABSI」という）に関するサーベイランスを実施している保険医療機関において、適切な感染防止対策を行った上で、下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する患者に対し、関連学会が定める適正使用基準を遵守して使用した場合に限り算定できる。
 - (ア) 中心静脈用カテーテルを挿入した日から起算して5日を超える当該カテーテルの留置が必要であり、かつ下記の(a)~(d)のいずれかに該当する患者
 - (a) 同一入院期間中においてCLABSIを2回以上繰り返している患者
 - (b) 小児等の中心静脈カテーテル挿入が可能な血管が限定される患者
 - (c) 人工弁、人工血管グラフト、心血管系電子デバイス（ペースメーカー等）等を体内に留置しており、CLABSIによる続発症が重篤化する危険性が高い患者
 - (d) 好中球減少患者、熱傷患者、臓器移植患者、短小腸患者等のCLABSIの危険性が高い易感染患者
 - (イ) CLABSI発生率が地域や全国のサーベイランス（厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業等）の報告結果を超えている保険医療機関において、中心静脈用カテーテルを挿入した日から起算して14日以上の当該カテーテルの留置が必要である患者
- (4) 抗菌型を使用する際には、下記について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - (ア) 当該患者の症状詳記及び上記(3)の該当項目
 - (イ) 当該患者のアレルギー歴（特に含有抗菌薬に関するアレルギー歴がないことを確認

在宅医療用
特定保険医療材料



在001 腹膜透析液交換セット

■一般名・目的

◆腹膜透析療法を実施する際に使用する交換キット又は回路である。◆一般的名称は付録参照。

■機能区分 4区分

(1)交換キット 554円

〔レセ〕732670000

腹膜透析用接続チューブ、腹膜透析液容器若しくは回路のいずれか又は全部を接続又は切り離しすることを目的に使用するセット（キャップ又は銅板（ウエハー）を含む）である。

(2)回路

①Yセット 884円

〔レセ〕732680000

(ア) 次のいずれかに該当すること。(i) 腹膜透析を行う際に、腹膜透析用接続チューブと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。(ii) 腹膜透析液を追加することを目的にAPDセットと併用するチューブである。(iii) 連続携行式腹膜透析（CAPD）を実施している患者が、自動腹膜透析装置により腹膜透析液を交換する際に使用する延長用チューブである。(iv) APDセットに接続して、検体を採取することを目的に使用するチューブである。(v) 熱殺菌器を使用することにより短くなった接続チューブを延長するために使用するチューブである。(vi) 紫外線殺菌器又は熱殺菌器を使用している患者が、一時的に機器を用いず腹膜透析液の交換を行う際に、接続チューブに接続するチューブである。(イ) [APDセット]、[IPDセット] に該当しない。

②APDセット 5,470円

〔レセ〕732690000

落差又はポンプ圧を利用した自動腹膜灌流装置を用いて腹膜透析を行う際に、腹膜透析用接続チューブと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。

③IPDセット 1,040円

〔レセ〕732700000

緊急時に自動腹膜灌流装置を用いず腹膜透析を行う際に、腹膜透析用カテーテルと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。

■保険メモ

(1) 交換キットは、キャップ又はクラムシエルの場合は1個を、ウエハーの場合は2枚を1キットとし、1交換当たり1キットを限度と

して算定する。

(2) 交換キットは、自動腹膜透析装置を使用する場合は、APDセット1個当たり4キット分を限度として算定する。

(3) 交換キットは、バッグ再利用型（排液バッグ付き腹膜透析液又は回路を使用しない方法）により腹膜透析液を交換した場合は、1交換当たり2キット分を限度として算定する。

■主な適応

慢性腎不全、急性腎不全

■関連手技等

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料 4,000点

注1 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己連続携行式腹膜灌流に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。

注2 当該指導管理を算定する同一月内に区分番号J038に掲げる人工腎臓又はJ042に規定する腹膜灌流の1を算定する場合は、注1に規定する2回目以降の費用は、算定しない。

【留意事項】(1)「注1」の「頻回に指導管理を行う必要がある場合」とは、次のような患者について指導管理を行う場合をいう。

ア 在宅自己連続携行式腹膜灌流の導入期にあるもの

イ 糖尿病で血糖コントロールが困難であるもの

ウ 腹膜炎の疑い、トンネル感染及び出口感染のあるもの

エ 腹膜の透析効率及び除水効率が著しく低下しているもの

オ その他医師が特に必要と認めるもの

(2) 1か月に2回以上在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に(1)のAからオまでの中から該当するものを明記する。

(3) 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）は週1回を限度として、区分番号「J038」人工腎臓又は区分番号「J042」腹膜灌流の1の連続携行式腹膜灌流のいずれか一方を算定できる。なお、当該管理料を算定している患者に対して、他の医療機関において連続携行式腹膜灌流を行っても、当該所定点数は算定できない。また、当該管理料を算

定している患者に対して、他の保険医療機関において人工腎臓を行った場合は、診療報酬明細書の摘要欄に区分番号「J038」人工腎臓を算定している他の保険医療機関名及び他の保険医療機関での実施の必要性を記載すること。

C154 紫外線殺菌器加算 360点
注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、紫外線殺菌器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

【留意事項】在宅自己連続携行式腹膜灌流液交換用熱殺菌器を使用した場合には、紫外線殺菌器加算の点数を算定する。

C155 自動腹膜灌流装置加算 2,500点
注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自動腹膜灌流装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

■解説

腹膜透析は腎不全に対する有効な手段であり、連続携行式腹膜透析（CAPD）の開発により、患者が自分で腹膜透析を行えるようになった。1日4回程度、透析液を自ら交換する。腹膜透析液バッグの接続等に用いるキャップ、銅版（ウエハー）等関連用具を含む交換キット、バッグと接続チューブをつなぐ回路を腹膜透析液交換セットという。

回路については、次の通り。

1) 回路/Yセット 通常、CAPDは1日4回透析バッグを交換する。1回2Lの透析液を腹腔に注入し、約6時間、自由に行動ができる。Yセットはバッグ交換時に使うディスプレイチューブである。

2) 回路/APDセット 通常、8～12時間おきに自動腹膜透析装置を用いて透析液の交換に使う回路である。

3) 回路/IPDセット 緊急時に自動装置を用いず、落差を利用し、0.5～2Lの透析液交換を繰り返し行うための回路で、透析液バッグに接続するチューブ、腹腔へ透析液を注入又は排出するチューブ及び排出した透析液を排液するチューブからなる。

在002 在宅中心静脈栄養用輸液セット

■一般名・目的

◆中心静脈栄養法を実施する際に、体外式カテーテル又は植込式カテーテルに接続して使用するチューブセット（輸液バッグ、輸液ライン（フィルター、プラグ、延長チューブ、フーパー針を含む）、注射器及び穿刺針を含む）である。◆一般的名称は付録参照。

■機能区分 3区分

(1)本体 1,520円

㊦セ 710010069

中心静脈栄養法を実施する際に、体外式カテーテル又は植込式カテーテルに接続して使用するチューブセット（輸液ライン（フィルター、プラグ、延長チューブを含む）、注射器及び穿刺針を構成品として含む）である。

(2)付属品

〔本体〕と組み合わせて使用する付属品であり、次のいずれかに該当するもの。

①フーパー針 419円

㊦セ 710010070

植込式カテーテル法に使用されるものであり、皮下に植え込んだポートに穿刺し、輸液ラインとポートの接続を介するもの。

②輸液バッグ 414円

㊦セ 710010071

在宅中心静脈栄養に用いる輸液を封入するもの。

■保険メロ

夜間の中心静脈栄養等で、在宅中心静脈栄養用輸液セットを1月につき7組以上用いる場合において、7組目以降の中心静脈栄養用輸液セットについて算定する。

■主な適応

末期癌、栄養障害、炎症性腸疾患、腸管運動障害、吸収不良症候群

■関連手技等

C104 在宅中心静脈栄養法指導管理料

3,000点

注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅中心静脈栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。

【留意事項】(1)在宅中心静脈栄養法とは、諸種の原因による腸管大量切除例又は腸管機能不全例等のうち、安定した病態にある患者について、在宅での療養を行っている患者自らが実施する栄養法をいう。(2)対象となる患者は、原因疾患の如何にかかわらず、中心静

脈栄養以外に栄養維持が困難な者で、当該療法を行うことが必要であると医師が認めた者とする。(3)在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「G005」中心静脈注射及び区分番号「G006」植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定できない。(4)在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者については、当該保険医療機関において区分番号「C001」在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号「C001-2」在宅患者訪問診療料(II)を算定する日に行った区分番号「G001」静脈内注射、区分番号「G004」点滴注射及び区分番号「G006」植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用（薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。）は算定できない。

C160 在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算 2,000点

注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、輸液セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

【留意事項】「輸液セット」とは、在宅で中心静脈栄養法を行うに当たって用いる輸液器具（輸液バッグ）、注射器及び採血用輸血器具（輸液ライン）をいう。

C161 注入ポンプ加算 1,250点

注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者、在宅における鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の患者又は別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。

【留意事項】「注入ポンプ」とは、在宅で中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法若しくは小児経管栄養法、鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法又は注射薬の精密自己注射を行うに当たって用いる注入ポンプをいう。なお、「在宅における鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法」とは、末期の悪性腫瘍又は筋萎縮性側索硬化症若しくは筋ジストロフィーの患者であって、持続性の疼痛があり鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないため注射による鎮痛剤注入が必要なもの又は注射による抗悪性腫瘍剤の注入が必要なものが、在宅におい

て自ら実施する鎮痛療法又は化学療法をいう。

■解説

中心静脈高カロリー輸液法（中心静脈栄養法）は、末期癌患者等の延命のための栄養補給とみられがちだが、術後栄養障害の改善等、様々な場面で治療に貢献している。在宅中心静脈栄養法は、在宅療養を行っている患者自らが実施する栄養法である。これに使用されるチューブセット等が在宅中心静脈栄養用輸液セットである。

1月6組目まではC160在宅中心静脈栄養用輸液セット加算にて算定し、7組目以降のものについて特定保険医療材料料として算定する。

付 録

薬事承認・認証の類別・一般的名称……	333
分野名索引……	355
略称索引……	359
レセ電コード索引……	367

〈薬事承認・認証の類別・一般的名称〉

〔001〕血管造影用シースイントロデューサーセット

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用カテーテルイントロデューサーキット」,「カテーテルイントロデューサー」,「ヘパリン使用カテーテルイントロデューサー」,「静脈用カテーテルイントロデューサーキット」,「ヘパリン使用静脈用カテーテルイントロデューサーキット」,「イントロデューサー」,「中心静脈用カテーテルイントロデューサーキット」,「ガイディング用血管内カテーテル」又は「止血弁付カテーテルイントロデューサー」であること。

〔002〕ダイレーター

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用カテーテルイントロデューサーキット」,「カテーテルイントロデューサー」若しくは「止血弁付カテーテルイントロデューサー」,又は類別が「機械器具(5)医療用拡張器」であって、一般的名称が「カテーテル拡張器」であること。

〔003〕動脈圧測定用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系動脈用カテーテル」又は「肺動脈用カテーテル」であること。

〔004〕冠状静脈洞内血液採取用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「冠状静脈洞内血液採取用カテーテル」であること。

〔005〕サーモダイリレーション用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用カテーテル型電極」,「ヘパリン使用心臓用カテーテル型電極」,「サーモダイリレーション用カテーテル」,「ヘパリン使用サーモダイリレーション用カテーテル」,「酸素飽和度モニタ付サーモダイリレーション用カテーテル」又は「ヘパリン使用酸素飽和度モニタ付サーモダイリレーション用カテーテル」であること。

〔006〕体外式連続心拍出量測定用センサー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(2)内臓機能検査用器具」であって、一般的名称が「単回使用圧トランスデューサー」であること。

〔007〕血管内超音波プローブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系血管内超音波カテーテル」又は「中心循環系血管内超音波カテーテル」であること。

〔008〕血管内視鏡カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用鏡」であって、一般的名称が「軟性血管鏡」,「軟性動脈鏡」又は「ビデオ軟性血管鏡」であること。

〔009〕血管造影用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「血管造影用カテーテル」,「医薬品投与血管造影用カテーテル」,「中心循環系血管造影用カテーテル」,「ヘパリン使用医薬品投与血管造影用カテーテル」,「血管造影キット」,「医薬品投与血管造影キット」,「心室向け心臓用カテーテル」,「医薬品投与マルチルーメンカテーテル」,「肺動脈用カテーテル」又は「非中心循環系血管内カテーテル」であること。

〔010〕血管造影用マイクロカテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「血管造影用カテーテル」,「医薬品投与血管造影用カテーテル」,「ヘパリン使用医薬品投与血管造影用カテーテル」,「非中心循環系動脈マイクロフロー用カテーテル」,「中心循環系動脈マイクロフロー用カテーテル」,「血管造影キット」,「医薬品投与血管造影キット」,「非中心循環系血管内カテーテル」,「マイクロカテーテル」又は「中心循環系マイクロカテーテル」であること。

〔011〕心臓造影用センサー付カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系先端トランスデューサー付カ

334 薬事承認・認証の類別・一般の名称

テータル」又は「ヘパリン使用中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル」であること。

【012】血管造影用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「一時的使用カテーテルガイドワイヤ」、 「血管用カテーテルガイドワイヤ」、 「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、 「ヘパリン使用血管用カテーテルガイドワイヤ」、 「ヘパリン使用心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」又は「心血管用カテーテルガイドワイヤ」であること。

【013】経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、 「ヘパリン使用心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」又は「心血管用カテーテルガイドワイヤ」であること。

【014】冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル」又は「心臓用カテーテル先端型流量式トランスデューサ」であること。

【015】弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「弁拡張向けカテーテル用ガイドワイヤ及びスタイレット」であること。

【016】テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(10)放射性物質診療用器具」であって、一般の名称が「肺換気機能検査用テクネガス発生装置」であること。

【017】3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「直腸用チューブ」、 「バリウム用浣腸キット」又は「バリウム注腸向け直腸用カテー

テル」であること。

【019】携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)医薬品注入器」であって、一般の名称が「加圧式医薬品注入器」であること。

【021】中心静脈用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「中心静脈用カテーテル」、 「抗菌作用中心静脈用カテーテル」、 「ヘパリン使用中心静脈用カテーテル」、 「ウロキナーゼ使用中心静脈用カテーテル」、 「中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、 「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、 「ヘパリン使用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、 「ウロキナーゼ使用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、 「抗菌作用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、 「一時的使用カテーテルガイドワイヤ」、 「血管用カテーテルガイドワイヤ」、 「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、 「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル」又は「ヘパリン使用末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル」であること。

【023】涙液・涙道シリコンチューブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「涙液・涙道シリコンチューブ」又は「ヘパリン使用涙液・涙道シリコンチューブ」であること。

【024】脳・脊髄腔用カニューレ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「脳脊髄液用カテーテル」、 「脳室向け脳神経外科用カテーテル」、 「脳用カテーテル」、 「開頭術用ドレナージキット」、 「脳室用ドレナージキット」、 「中枢神経系先端トランスデューサ付カテーテル」又は「頭蓋内圧測定用トランスデューサ付カテーテル」であること。

【025】套管針カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「創用ドレーン」、 「胸部排液用チューブ」、 「ヘパリン使用胸部排液用チューブ」、 「ウロキナーゼ使用胸部排液用チューブ」、 「排液用

チューブ」、 「ヘパリン使用排液用チューブ」、 「ウロキナーゼ使用排液用チューブ」、 「サンブドレーン」、 「単回使用マルチルーメンカテーテル」、 「創部用ドレナージキット」、 「ヘパリン使用創部用ドレナージキット」、 「滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル」又は「創部用吸引留置カテーテル」であること。

【026】栄養カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「短期的使用経腸栄養キット」、 「長期的使用経腸栄養キット」、 「消化管用チューブ」、 「長期的使用経鼻胃チューブ」、 「短期的使用経鼻胃チューブ」、 「短期的使用経鼻・経口胃チューブ」、 「食道経由経腸栄養用チューブ」、 「短期的使用腸瘻栄養用チューブ」、 「長期的使用腸瘻栄養用チューブ」、 「短期的使用乳児用経腸栄養キット」又は「長期的使用乳児用経腸栄養キット」であること。

【027】気管内チューブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「短期的使用換気用気管チューブ」、 「コール形換気用気管チューブ」、 「非コール形換気用気管チューブ」、 「換気用補強型気管チューブ」、 「換気用気管支チューブ」、 「短期的使用口腔咽頭チューブ」、 「咽頭口腔チューブ」、 「短期的使用口腔咽頭気管内チューブ」、 「長期的使用口腔咽頭気管内チューブ」又は「抗菌性換気用気管チューブ」であること。

【028】胃管カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「消化管用チューブ」、 「長期的使用経鼻胃チューブ」、 「短期的使用経鼻胃チューブ」、 「胃内排泄用チューブ」又は「短期的使用胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル」であること。

【029】吸引留置カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「長期的使用胆管用カテーテル」、 「短期的使用胆管用カテーテル」、 「心膜排液用カテーテル」、 「ウロキナーゼ使用心膜排液用カテーテル」、 「創用ドレーン」、 「胸部排液用チューブ」、 「ヘパリン使用胸部排液用チューブ」、 「ウロキ

ナーゼ使用胸部排液用チューブ」、 「排液用チューブ」、 「ヘパリン使用排液用チューブ」、 「ウロキナーゼ使用排液用チューブ」、 「サンブドレーン」、 「単回使用マルチルーメンカテーテル」、 「創部用ドレナージキット」、 「滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル」、 「創部用吸引留置カテーテル」又は「腹腔胸腔用カテーテルイントロデューサキット」であること。

【030】イレウス用ロングチューブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「非血管用ガイドワイヤ」、 「腸管減圧用チューブ」、 「腸管用チューブ」、 「消化管用ガイドワイヤ」又は「腸管用バルーンカテーテル」であること。

【031】腎瘻又は膀胱瘻用材料

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)注射針及び穿刺針」であって、一般の名称が「カテーテル用針」、 類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「短期的使用腎瘻用カテーテル」、 「長期的使用腎瘻用カテーテル」、 「短期的使用腎瘻用チューブ」、 「長期的使用腎瘻用チューブ」、 「短期的使用瘻排液向け泌尿器用カテーテル」、 「瘻排液向け泌尿器用カテーテル」、 「泌尿器用カテーテルイントロデューサキット」、 「短期的使用恥骨上泌尿器用カテーテル」、 「恥骨上泌尿器用カテーテル」、 若しくは「イントロデューサ針」、 又は類別が「機械器具(5)医療用拡張器」であって、一般の名称が「カテーテル拡張器」であること。

【032】経鼓膜換気チューブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「耳管用カテーテル」、 又は類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般の名称が「中耳腔換気用チューブ」であること。

【033】経皮的又は経内視鏡の胆管等ドレナージ用材料

薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般の名称が「カテーテル被覆・保護材」、 類別が「機械器具(7)注射針及び穿刺針」であって、一般の名称が「カテーテル用針」、 類別が「機械器具(5)医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「短期的

〈分野名索引〉

3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル 017 22	冠動脈狭窄部貫通用カテーテル 130(2) 203
PTAバルーンカテーテル 133(3) 212	冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー 014 20
あ	
胃管カテーテル 028 35	肝動脈塞栓材 145 244
胃・食道静脈瘤圧迫止血用チューブ 096 141	冠動脈用ステントセット 130(3) 204
イレウス用ロングチューブ 030 39	機械弁 119 179
陰圧創傷治療用カートリッジ 180 282	気管・気管支・大静脈ステント 094 140
陰圧創傷治療用カートリッジ 在014 329	気管支手術用カテーテル 186 288
植込型骨導補聴器 174 278	気管支用充填材 179 282
植込型除細動器 117 175	気管切開後留置用チューブ 038 50
植込型除細動器用カテーテル電極 118 177	気管内チューブ 027 34
植込型心電図記録計 155 258	吸引留置カテーテル 029 36
植込型脳・脊髄電気刺激装置 087 133	吸着型血液浄化器(β ₂ -ミクログロブリン 除去用) 040(3) 57
植込型迷走神経電気刺激装置 160 265	吸着型血液浄化器(β ₂ -ミクログロブリン 除去用) 在006(2) 320
植込型輸液ポンプ 110 166	吸着式血液浄化用浄化器(エンドトキシン 除去用) 047 65
植込型輸液ポンプ用髄腔カテーテル 111 167	吸着式血液浄化用浄化器(肝性昏睡用又は 薬物中毒用) 048 67
植込式心臓ペースメーカー用リード 113 169	胸郭変形矯正用材料 152 254
栄養カテーテル 026 32	狭窄部貫通用カテーテル 133(15) 224
エキシマレーザー血管形成用カテーテル 133(22) 228	胸水・腹水シャントバルブ 109 165
遠心式体外循環用血液ポンプ 125 191	局所陰圧閉鎖処置用材料 159 263
横隔神経電気刺激装置 203 303	局所陰圧閉鎖処置用材料 在013 328
オープン型ステントグラフト 185 287	緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル 042 61
オクリュージョンカテーテル 133(6) 215	経カテーテル人工生体弁セット 182 284
オプション部品 059 80	経鼓膜換気チューブ 032 42
か	
ガイディングカテーテル 132 209	携帯型ディスプレイ注入ポンプ 019 23
ガイドワイヤー 197 297	携帯型ディスプレイ注入ポンプ 在007 321
下肢再建用人工関節用材料 070 105	頸動脈用ステントセット 133(14) 223
下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル 133(16) 224	経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル 123 186
カスタムメイド人工関節及びカスタムメイ ド人工骨 071 106	経皮的冠動脈形成術用カテーテル 130(1) 202
下大静脈留置フィルターセット 133(4) 214	経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイド ワイヤー 013 19
カプセル型内視鏡 148 248	経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 107 162
冠状静脈洞内血液採取用カテーテル 004 6	経皮的左心耳閉鎖システム 204 304
冠動脈灌流用カテーテル 133(5) 215	

腹膜透析用接続チューブ	051	69
ペースメーカー	112	167
ヘモダイアフィルター	040(5)	59
ヘモフィルター	040(2)	56
弁拡張用カテーテル	130(5)	206
弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー	015	21
弁付きグラフト (生体弁)	121	183
膀胱尿管逆流症治療用注入材	163	267
膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	039	52
膀胱瘻用カテーテル	在011	326
放射線治療用合成吸収性材料	200	300
補助循環用ポンプカテーテル	193	293
補助人工心臓セット	129	198

ま

末梢血管用ステントグラフト	191	291
末梢血管用ステントセット	133(2)	211
水循環回路セット	在010	325
迷走神経刺激装置用リードセット	161	266
網膜硝子体手術用材料	143	242

や

輸血用血液フィルター (カリウム除去用)	170	273
輸血用血液フィルター (血小板製剤用白血球除去用)	142	242
輸血用血液フィルター (赤血球製剤用白血球除去用)	141	241
輸血用血液フィルター (微小凝集塊除去用)	140	240

ま

両室ベーシング機能付き植込型除細動器	144	243
涙液・涙道シリコンチューブ	023	29
涙点プラグ	089	136

〈略称索引〉

A	
AB-01 (人工骨)	078 117
AB-02 (人工骨)	078 117
AB-04 (人工骨)	078 117
AB-05 (人工骨)	078 117
AB-06 (人工骨)	078 118
AB-06-2 (人工骨)	078 118
AB-07 (人工骨)	078 118
AB-10 (人工骨)	078 118
AB-11 (人工骨)	078 118
AB-13 (人工骨)	078 118
AB-14 (人工骨)	078 118
AB-15 (人工骨)	078 118
AB-16 (人工骨)	078 118
AB-17 (人工骨)	078 118
AB-19 (人工骨)	078 118
AB-19-2 (人工骨)	078 118
AB-19-3 (人工骨)	078 118
AT-1 (人工足関節)	067 102
AT-2 (人工足関節)	067 102
C	
CP-1 (カスタムメイド人工関節)	071 106
CP-2M (カスタム人工骨)	071 106
CP-2S (カスタム人工骨)	071 106
CQ (カスタムプレート)	071 106
CS採血カテ	004 6
E	
EB-1 (人工肘関節)	066 101
EB-2 (人工肘関節)	066 101
EC-1 (人工肘関節)	066 101
EH-1-3 (人工肘関節)	066 101
ER-3 (人工肘関節)	066 101
EU-2 (人工肘関節)	066 101
F	
F1-a (固定用内副子)	060 83
F1-b-2-2 (固定用内副子)	060 83
F1-b-3 (固定用内副子)	060 83
F1-c-1 (固定用内副子)	060 83
F1-c-2 (固定用内副子)	060 83
F2-a-1 (固定用内副子)	061 89
F2-a-2 (固定用内副子)	061 89
F2-b (固定用内副子)	061 89
F2-c (固定用内副子)	061 89
F2-d-1 (固定用内副子)	061 89
F2-d-2 (固定用内副子)	061 89
F2-e (固定用内副子)	061 89
F2-f (固定用内副子)	061 89
F4-a (髓内釘)	073 109
F4-c (髓内釘)	073 109
F4-d (髓内釘)	073 109
F4-e (髓内釘)	073 109
F4-f-1 (髓内釘)	073 109
F4-f-2 (髓内釘)	073 109
F4-f-3 (髓内釘)	073 109
F4-j (髓内釘)	073 109
F4-k (髓内釘)	073 109
F5-a (固定釘)	074 110
F5-b (固定釘)	074 110
F6-a-1 (金属線)	075 111
F6-a-2 (金属線)	075 111
F6-a-3 (金属線)	075 111
F6-b (金属線)	075 111
F7-a (金属ピン)	076 113
F7-b-1 (金属ピン)	076 113
F7-b-2 (金属ピン)	076 113
F7-c-1 (金属ピン)	076 113
F7-c-2 (金属ピン)	076 113
F8-a (靱帯)	077 116
F8-b (靱帯)	077 116
F9-a-1 (吸収性接合材)	080 123
F9-a-2 (吸収性接合材)	080 123
F9-a-3 (吸収性接合材)	080 123
F9-b (吸収性接合材)	080 123
F9-c (吸収性接合材)	080 123
F9-d-1 (吸収性接合材)	080 123
F9-g (吸収性接合材)	080 124
F9-h-1 (吸収性接合材)	080 124
F9-h-2 (吸収性接合材)	080 124
F9-i (吸収性接合材)	080 124
F9-j (吸収性接合材)	080 124
F9-k (吸収性接合材)	080 124
F9-k-2 (吸収性接合材)	080 124
F10-a-1 (副木)	056 73
F10-a-2 (副木)	056 73
F10-a-3 (副木)	056 73
F10-a-4 (副木)	056 73
F10-b-1 (副木)	056 73
F10-b-2 (副木)	056 73
F10-b-3 (副木)	056 74
F10-b-4 (副木)	056 74

副木・F10-d 056 74
 ブラッドアクセスカテD一般 042 61
 ブラッドアクセスカテDカフ 042 61
 ブラッドアクセスカテS一般 042 61
 ブラッドアクセスカテS交換 042 61
 膀胱留置カテ2管一般(I) 039 52
 膀胱留置カテ2管一般(II)-1 039 52
 膀胱留置カテ2管一般(II)-2 039 52
 膀胱留置カテ2管一般(III)-1 039 52
 膀胱留置カテ2管一般(III)-2 039 52
 膀胱留置カテ圧迫止血 039 52
 膀胱留置カテ特定(I) 039 52
 膀胱留置カテ特定(II) 039 52

マ

マイクロカテ・OS 010 14
 マイクロカテ・OSB 010 14
 マイクロカテ・OZ 010 14
 マイクロカテ・Oコイル 010 14
 マイクロカテ・遠位端 010 15
 マイクロカテ・フローダイレクト 010 14
 末梢留置中心静脈カテ・特殊・I 021 25
 末梢留置中心静脈カテ・特殊・II 021 25
 末梢留置中心静脈カテ・標準・I 021 25
 末梢留置中心静脈カテ・標準・II 021 25

ミ

涙道チューブ 023 29

〈レセ電コード索引〉

特定器材コード	分野番号	告示名	頁
705040000	002	ダイレーター	3
710010001	001	血管造影用シースイントロデューサーセット／選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）	1
710010004	021	中心静脈用カテーテル／中心静脈カテーテル／標準型／シングルルーメン	24
710010006	040(5)	人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）／ヘモダイアフィルタ	59
710010007	063	固定用内副子用ワッシャー、ナット類／ワッシャー	95
710010009	064	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（固定型）	96
710010010	064	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（可動型）	96
710010011	094	気管・気管支・大静脈ステント／一時留置型／ストレート型	140
710010012	094	気管・気管支・大静脈ステント／永久留置型／標準型	140
710010014	124	ディスポーザブル人工肺（膜型肺）／体外循環型（リザーバー機能あり）／一般用	187
710010015	124	ディスポーザブル人工肺（膜型肺）／体外循環型（リザーバー機能なし）／一般用	187
710010016	129	補助人工心臓セット／体外型／成人用	198
710010018	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／一般型	204
710010019	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／救急処置型	204
710010020	133(1)	血管内手術用カテーテル／経皮的脳血管形成術用カテーテル／先端閉鎖型	211
710010021	133(1)	血管内手術用カテーテル／経皮的脳血管形成術用カテーテル／先端開放型	211
710010022	135	尿路拡張用カテーテル／尿管・尿道用	234
710010023	135	尿路拡張用カテーテル／腎瘻用	234
710010025	001	胸・腹水シャントバルブカテーテル挿入用シースイントロデューサー	3
710010026	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／再狭窄抑制型	204
710010027	133(0)	血管内手術用カテーテル／塞栓用コイル／コイル／水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型	220
710010028	143	網膜硝子体手術用材料	242
710010035	006	体外式連続心拍出量測定用センサー	9
710010043	071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨(S)	106
710010044	071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨(M)	106
710010046	080	合成吸収性骨片接合材料／中空スクリュー	123
710010047	087	植込型脳・脊髄電気刺激装置／疼痛除去用（8極用）	133
710010048	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／マイクロホン	137
710010049	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／送信コイル	137
710010050	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／送信ケーブル	137
710010051	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／マグネット	137
710010052	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／接続ケーブル	137
710010053	110	植込型輸液ポンプ	166
710010054	111	植込型輸液ポンプ用髄腔カテーテル／標準型	167
710010055	131	経皮的心房中隔欠損閉鎖セット	208